

無格付け地方債の保有継続・売却に係る規定等

◎資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」(抜粋)

Ⅱ. 1. 注 4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

取得後に全ての信用格付業者が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに理事長まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(第 26 回資金管理業務諮問委員会)を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

◎第 26 回資金管理業務諮問委員会(平成 20 年 9 月 25 日開催)

資料 5-1「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(抜粋)

6. 運用の基本方針の変更

(1)資金管理業務諮問委員会の審議

毎事業年度、無格付け保有債券の売却・保有継続の方針について、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとする。